

静岡県人事委員会は、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1313

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-36）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給額)</p> <p>第5条 第2条第1項に規定する職を占める職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）以外の職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る第2条第2項の規定による区分に応じ、別表第2の管理職手当の額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、同表に定める額とするときは、人事委員会の承認を得たものとみなす。</p>	<p>(支給額)</p> <p>第5条 第2条第1項に規定する職を占める職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）以外の職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る第2条第2項の規定による区分に応じ、別表第2の管理職手当の額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、<u>育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定</u>により採用された職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）と</p>

2 (略)	し、同表に定める額とするときは、人事委員会の承認を得たものとみなす。 2 (略)
-------	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1中1知事部局を次のように改める。

1 知事部局

組	織	職	区分	
本	庁	危機管理監	1 種	
		部長		
		静岡県理事		
		デジタル戦略部長		
		子ども若者政策部長		
		農林水産統括部長		
		出納局長		
		部長代理		
		部の次長		
		部の理事		
		多文化共生推進官		
		知事公室長		
		危機管理監代理		
		局長		2 種
		部の参事		
部の次長				
部の理事				
危機報道官	3 種			
感染症管理センター長				
課長	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）別表第2ア行政職給料表級別職務区分表第7項第1号に定める本庁の局又は課の参事に限る。 </div>			
局又は課の参事				
局長	局の技監 （政策管理局の技監に限る。）			
技監				
通商推進室長				

地震防災センター所長	
局又は課の参事 〔3種に掲げる局又は課の参事を 除く。〕	4種
局の技監 (政策管理局の技監を除く。)	
課の技監	
地域外交参事官	
統括秘書主幹	
検査技監	
旅券室長	
大学室長	
文書室長	
人材育成室長	
監察室長	
健康指導室長	
フロンティア推進室長	
資産経営推進室長	
土木設備支援室長	
新被害想定担当室長	
建築確認検査室長	
鳥獣捕獲管理室長	
富士山・南アルプス保全室長	
スポーツコミッション担当室長	
地域文化推進室長	
空港調整室長	
人権同和対策室長	
地域包括ケア推進室長	
幼児教育推進室長	
精神保健福祉室長	
医療人材室長	
スタートアップ共創推進室長	
商業まちづくり室長	
先端農業推進室長	
家畜防疫対策室長	
未来まちづくり室長	

	危 機 調 整 官 組 合 検 査 官 出 納 室 長	
東 京 事 務 所	所 長	1 種
	次 長	4 種
大 阪 事 務 所	所 長	3 種
地 域 局	局 長	1 種
	副 局 長 危 機 管 理 監 伊 豆 観 光 局 長	2 種
	次 長 参 事 監 技	4 種
財 務 事 務 所	所 長	2 種
〔 沼津、静岡及び浜松の各財務事務 所に限る。 〕	次 長 参 事 官 徴 収 統 括	4 種
財 務 事 務 所	所 長	3 種
〔 沼津、静岡及び浜松の各財務事務 所を除く。 〕	次 長 参 事 官 徴 収 統 括	4 種
消 防 学 校	校 長	2 種
	副 校 長	4 種
環 境 放 射 線 監 視 セ ン タ ー	所 長	3 種
	次 長	4 種
県 民 生 活 セ ン タ ー	所 長	2 種
	次 長	4 種
賀 茂 広 域 消 費 生 活 セ ン タ ー	所 長	4 種
環 境 衛 生 科 学 研 究 所	所 長	2 種
	副 所 長	3 種
	部 長 技 監	4 種
県 立 美 術 館	副 館 長	1 種
	学 芸 部 長	4 種
ふじのくに地球環境史ミュージアム	副 館 長	2 種

	学 芸 部 長	4 種
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	所 長	3 種
	次 技 長 監	4 種
静 岡 県 富 士 山 世 界 遺 産 セ ン タ ー	副 館 長	2 種
賀 茂 健 康 福 祉 セ ン タ ー	所 医 長 監	3 種
	部 参 技 長 事 監	4 種
熱 海 健 康 福 祉 セ ン タ ー	所 長	3 種
	次 技 長 監	4 種
東 部 健 康 福 祉 セ ン タ ー	所 医 長 監	2 種
	副 技 所 長 監 (医師又は歯科医師に限る。)	3 種
	部 参 技 長 事 監 (医師又は歯科医師を除く。)	4 種
	支 所 長	
御 殿 場 健 康 福 祉 セ ン タ ー	所 医 長 監	3 種
	次 技 長 監	4 種
富 士 健 康 福 祉 セ ン タ ー	所 医 長 監	3 種
	次 参 技 長 事 監	4 種
中 部 健 康 福 祉 セ ン タ ー	所 医 長 監	2 種
	副 技 所 長 監	3 種

	(医師又は歯科医師に限る。)	部長	
	(相談部長に限る。)	部長	4 種
	(相談部長を除く。)	参事 技監	
	(医師又は歯科医師を除く。)		
西部健康福祉センター	所 医	長 監	2 種
	副 所	長	3 種
	部 参 技 支 所	長 事 監 長	4 種
保 健 所 (東部及び中部の各保健所に限る。)	所	長	2 種
	技	監	3 種
保 健 所 (東部、中部及び西部の各保健所を 除く。)	所	長	3 種
保 健 所 (西部保健所に限る。)	所	長	2 種
中 央 児 童 相 談 所	所	長	3 種
児 童 相 談 所 (中央児童相談所を除く。)	所	長	4 種
女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー	所	長	3 種
	次	長	4 種
吉 原 林 間 学 園	園	長	3 種
	診 療 所	長	4 種
	次 参	長 事	
三 方 原 学 園	園	長	3 種
	次 参	長 事	4 種
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所	長	3 種

	参 技	事 監	4 種
磐 田 学 園	園	長	3 種
	次 参	長 事	4 種
看 護 専 門 学 校	校	長	3 種
	副 校	長	6 種
食 肉 衛 生 検 査 所	所	長	3 種
	技	監	4 種
動 物 愛 護 セ ン タ ー	所	長	4 種
農 林 事 務 所 〔東部及び中遠の各農林事務所に限 る。〕	所	長	2 種
	次 農 業 振 興 部 農 山 村 整 備 部 農 山 村 整 備 部 技 技	長 長 長 監 監	3 種
	〔東部家畜保健衛生所長を兼ねる者〕 に限る。〕		
農 林 事 務 所 (西部農林事務所に限る。)	技	監	4 種
	〔東部家畜保健衛生所長を兼ねる者〕 を除く。〕		
	所	長	2 種
農 林 事 務 所 (西部農林事務所に限る。)	次 農 業 振 興 部 農 山 村 整 備 部 天 竜 農 林 局	長 長 長 長	3 種
	技	監	4 種
	所	長	3 種
	〔東部、中遠及び西部の各農林事務 所を除く。〕		
農 林 事 務 所 (東部、中遠及び西部の各農林事務 所を除く。)	次 農 業 振 興 部 農 山 村 整 備 部 農 山 村 整 備 部 技 技	長 長 長 監 監	4 種
	所	長	3 種
	校	長	3 種
	技	監	4 種
浜 松 技 術 専 門 校	校	長	3 種
	技	監	4 種

工 科 短 期 大 学 校	副 校 長 〔工科短期大学の事務局長を兼ねる者に限る。〕 事 務 局 長	2 種
	副 校 長 〔工科短期大学の事務局長を兼ねる者を除く。〕 沼 津 キ ャ ン パ ス 長	3 種
	技 監	4 種
あ した か 職 業 訓 練 校	校 長	3 種
工 業 技 術 研 究 所	所 長 沼津工業技術支援センター長 富士工業技術支援センター長 浜松工業技術支援センター長	3 種
	次 長 部 長 参 事 研 究 統 括 官	4 種
計 量 検 定 所	所 長	3 種
農 林 技 術 研 究 所	所 長 茶 業 研 究 セ ン タ ー 長 果 樹 研 究 セ ン タ ー 長 森 林 ・ 林 業 研 究 セ ン タ ー 長	3 種
	次 長 部 長 技 監 研 究 統 括 官 伊豆農業研究センター長	4 種
畜 産 技 術 研 究 所	所 長 中 小 家 畜 研 究 セ ン タ ー 長	3 種
	研 究 統 括 官	4 種
農 林 環 境 専 門 職 大 学	事 務 局 長	2 種
	学 部 長 短 期 大 学 部 学 科 長	3 種
	次 長 技 監	4 種

	学 生 部 長 短 期 大 学 部 学 生 部 長 図 書 館 長	5 種
	評 議 員 で あ る 教 授 〔 学 部 長、短 期 大 学 部 学 科 長、学 生 部 長、短 期 大 学 部 学 生 部 長 及 び 図 書 館 長 を 除 く。 〕	6 種
ふじのくに茶の都ミュージアム	副 館 長 〔 ふじのくに茶の都ミュージアムの 企 画 総 務 課 長 を 兼 ね る 者 に 限 る。 〕	2 種
	副 館 長 〔 ふじのくに茶の都ミュージアムの 企 画 総 務 課 長 を 兼 ね る 者 を 除 く。 〕	3 種
家 畜 保 健 衛 生 所	所 長	4 種
水 産 ・ 海 洋 技 術 研 究 所	所 長	3 種
	研 究 統 括 官 伊 豆 分 場 長 浜 名 湖 分 場 長 富 士 養 鱒 場 長	4 種
	沿 岸 沖 合 漁 業 指 導 調 査 船 駿 河 丸 の 船 長	5 種
漁 業 高 等 学 園	園 長	4 種
土 木 事 務 所 〔 沼 津、島 田、袋 井 及 び 浜 松 の 各 土 木 事 務 所 に 限 る。 〕	所 長	2 種
	支 局 長 次 長 〔 沼 津 及 び 島 田 の 各 土 木 事 務 所 の 次 長 に 限 る。 〕	3 種
	次 長 〔 沼 津 及 び 島 田 の 各 土 木 事 務 所 の 次 長 を 除 く。 〕 技 監 用 地 統 括 官	4 種
土 木 事 務 所 〔 沼 津、島 田、袋 井 及 び 浜 松 の 各 土 木 事 務 所 を 除 く。 〕	所 長	3 種
	次 長 技 監	4 種
田 子 の 浦 港 管 理 事 務 所	所 長	3 種

	次 技	長 監	4 種
清 水 港 管 理 局	局	長	2 種
	次 技	長 監	4 種
焼 津 漁 港 管 理 事 務 所	所	長	3 種
御 前 崎 港 管 理 事 務 所	所	長	3 種

別表第1中2議会を次のように改める。

2 議会

組 織	職	区 分	
事 務 局	局	長	1 種
	次	長	2 種
	課 室	長 長	3 種
	参	事	4 種

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。